

# 主な保証制度一覧 (秋田県制度)

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。  
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和2年7月1日現在

制度名		略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関	備考	
中小企業振興資金	一般資金	振興固定	1億円	運転7年 設備10年	1.95	1.55以内 (※②)	必要に応じ		借入から完済まで借入利率が一定となります。	
		振興変動		運転10年 設備15年	1.70 (※⑥)				借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。	
		働き方改革 支援枠		固定	運転7年 設備10年				1.75	経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「秋田県健康経営優良法人(秋田県認定)」のいずれかを取得している企業が対象となります。
				変動	運転10年 設備15年				1.50	
	小規模事業振興資金	マルチ小 ICT導入支援枠	(県小口と合算で) 2,000万円	運転7年 設備10年	1.95 1.55	0.45以内 (※③)			従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。	
流動資産融資保証	県ABL	1億円	1年 (更新可)	1.60	0.68以内	在庫または 売掛債権のみ		在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。		
中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0	原則不要		災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。(市町村の罹災証明が必要です。)		
経営安定資金	経営安定資金	通常枠	8,000万円	10年	1.55	1.55以内 (※②)	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合	この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上	
						1.55以内 (※③)			倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有する企業が対象です。	
		1.55以内 (※②)				令和元年10月1日の消費税増税後の直近3ヵ月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していることについて商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。				
		1.40以内				外部の専門家のサポートを受けながら経営力強化に取り組まれる場合に、保証料率の引き下げを行い支援します。				
	借換枠	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内		既存の緊急経済対策枠及び23年地震資金の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。			
	特別改善枠	8,000万円	12年	1.95	1.55以内 (※②)		中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。			
		5,000万円					商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。			
事業革新資金	新事業事業革新	1億円	10年	1.30	0.60以内	必要に応じ		この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農工商応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場(海外を含む)進出による事業展開を図ろうとする方		
再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円	15年	1.30	1.07以内	必要に応じ		発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。		
再生可能エネルギー導入支援資金	エネルギー支援	2億8千万円			1.55以内 (※④)			発電事業を行う方の必要資金を支援します。		
中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.30	0.60以内	必要に応じ		異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。		
秋田県事業承継資金	県事業承継	1億円 (※⑦)	10年	1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けている方は1.10%)	0.60以内 (※⑤)	必要に応じ		次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人(新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。) ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方		
秋田県事業承継資金融資特別保証	バトンタッチ	2億円	10年	1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けている方は1.10%)	0.60以内 (経営者保証コーディネーターの確認を受けている方は0%)	必要に応じ		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証料率を引き下げます。		
中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.55	0.60以内			農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く)		
秋田県小口零細企業保証	県小口	(小規模と合算で) 2,000万円	運転7年 設備10年	1.75	0.50以内	原則不要		従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。		
秋田県創業支援資金	県創業関連 創業等関連	3,500万円(※⑧)	10年	1.30 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%)	0.60以内	不要		これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。		
								2,500万円(※⑧)	1.10	0
秋田県再建企業特別融資資金	県再起 県事業再生	2,000万円(※⑨)	10年	金融機関所定	0.70以内	不要		過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。		
		1億円	1年	金融機関所定	1.2以内	必要に応じ		法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。		
秋田県の特別保証制度	秋田県経営安定資金 新型コロナウイルス感染症対策枠	県コロナ対策	5,000万円	10年	1.35※⑩	1.40以内※⑪	原則不要	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年1月以降の直近3ヵ月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少している方が対象です。	
	秋田県危機関連融資	県危機関連コロナ	5,000万円	10年	1.15	0			新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証)の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方が対象です。	
	秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資	国無利子	4,000万円	10年	1.15又は1.35※⑫	0			新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号又は5号、危機関連保証の規定による市町村長の認定を受けた方が対象です。	
	秋田県経営安定資金 危機対策特別枠	県無利子		10年	1.35※⑬	0			新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証5号の規定による市町村長の認定を受けた法人又は個人(小規模以外)で、売上減少率が5%〜15%未満の方が対象です。※小規模以外とは「従業員20名(商業・サービス業は5名)以下」に該当しない方。	

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号〜4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。(県ABL、借換枠、エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く) ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号〜4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。  
 ※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号〜4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※④ セーフティネット5号・7号認定を併用する場合の保証料率は、0.76%となります。 ※⑤ セーフティネット1号〜4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。 ※⑥ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑦ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円 ※⑧ 2,000万円を超えるお申込みについては2口のお借り入れとなります。 ※⑨ 創業支援資金をお使いの方は別途限度額の定めがございます。詳しくはお問い合わせください。  
 ※⑩ セーフティネット保証4号認定を併用する場合は、▲0.2ポイントとなります。 ※⑪ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は4号認定の場合0.68%、5号認定の場合0.56%となります。 ※⑫ 一部の対象者を除き、国から利子補給があります(貸付から3年間)。4年目以降の利率はセーフティネット保証4号、危機関連保証の場合1.15%、セーフティネット保証5号の場合、1.35%となります。 ※⑬ 県から利子補給があります(貸付から3年間)。4年目以降の利率は1.35%となります。

# 主な保証制度一覧（国制度・協会制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。  
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和2年7月1日現在

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関	備考		
国・保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	継続短期	(保証限度額) 100万円以上 5,000千円以下	1年 (ただし、5回まで更新可能)	1.5以内	1.80以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。	
	経営相談付長期設備資金	順風満帆	(保証限度額) 2,000万円以上 2億8千円以下	20年		1.80以内	必要に応じ		設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。	
	当座貸越根保証	当座貸	(保証限度額) 2億8千円	2年 (更新可)	1.62以内	1.62以内	原則不要	秋田銀行、北部銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸、特定社債除く)、みずほ銀行、三菱UFJ銀行(特定社債のみ)、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(カード、カードmini除く)、東北銀行、七十七銀行、さらやか銀行、北日本銀行(特定社債除く)、商工中金(カード、カードmini除く)、かづの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。	
	事業者カードローン	カード	(保証限度額) 2,000万円						原則不要	金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
	小規模企業者カードローン	カードmini	(保証限度額) 一般枠：300万円 創業者枠：100万円						原則不要	従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調度を支援します。
	経営承継関連保証	経営承継	(保証限度額) 2億8千円	運転10年 設備15年	金融機関所定	1.90以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など)	
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	(保証限度額) 2億8千円						事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)	
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	(保証限度額) 2億8千円						他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など)	
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	(保証限度額) 2億8千円						事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)	
	事業承継特別保証制度	承継特別	(保証限度額) 2億8千円	10年	1.90以内 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合 1.15以内)	1.90以内	原則不要	約束手締結金融機関	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。事業承継ネットワーク等が雇用する経営者コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。	
税理士推薦特別保証	税理士推薦	(保証限度額) 2,000万円 (直近における平均月商の3カ月の範囲内)	1.90以内						原則不要	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調度を支援します。
流動資産担保融資保証	流動資産	(保証限度額) 2億円	1年 (更新可)						0.68以内	在庫または売掛債権のみ

## 継続型短期融資「継続短期」

経常運転資金の一部について短期資金を一定期間継続してご利用いただくことにより、ご利用期間中の安定した資金繰りを確保していただけます。

- 本制度の特徴
- 利用期間中は約定返済なしで、手元資金に余裕を持たせることができます。
  - 1年ごとに要件チェックを行い、初回申込から最大で5回更新可能です。

- 以下の要件に該当する方がご利用できます。
- ☑利用要件チェック
  - ①お申込金融機関からのお借入れがある方(既存の保証協会付借入を除く)
  - ②法人の場合、直近決算にて経常利益を計上している方
  - 個人の場合、直近の確定申告における申告所得額が200万円以上の方

借入限度額	100万円以上5,000万円以内 (ただし直近決算における平均月月商の2倍以内)
保証期間	1年以内 (ただし初回利用時の終期は確定決算の申告期限から概ね2ヵ月以内)
借入利率	1.5%を上限として、各金融機関が定めます。
保証料率	1.80%以内 (申込時の信用力より0.1%低い料率を適用)
資金使途	運転資金・軽微な設備資金 ※初回申込時は申込金額の30%を上限として、既存の保証協会付借入の借り換えが可能です。

## 小規模企業者カードローン(カードmini)

事業資金をタイムリーにご利用いただけるカードローンにより、小規模企業者の経営の安定と、健全な発展を応援します。

- 本制度の特徴
- あらかじめ利用可能な金額を枠として定めておき、その枠の範囲内であれば、必要な時に必要な資金をご利用できます。
  - 1年又は2年ごとに要件チェックを行い、更新による継続利用も可能です。

- 以下の要件に該当する小規模企業者の方がご利用できます。
- 小規模企業者…常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下であること
- ☑利用要件チェック
  - 【一般枠】
    - ①業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っている方
    - ②最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは債務超過でないこと
  - 【創業者枠】
    - ①創業計画書が提出できること
    - ②事業を開始していることを確認できる書類の提出ができること

借入限度額	一般枠	300万円 ※平均月商の3ヶ月以内で本制度を含む保証残高が3,000万円以内
	創業者枠	100万円 ※本制度を含む保証残高が3,000万円以内
保証期間	1年又は2年(更新可)	
借入利率	金融機関所定利率	
保証料率	0.39%~1.62%	
資金使途	運転資金・設備資金	

## 税理士推薦特別保証

東北税理士会秋田県支部連合会、金融機関、保証協会が連携して、円滑な事業資金調度を支援します。

- 本制度の特徴
- 東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人の推薦を受けることで、迅速な保証審査が可能となります。

- 以下の要件に該当する方がご利用できます。
- ☑利用要件チェック
  - ①東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している
  - ②顧問契約を締結している税理士及び税理士法人が月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す

借入限度額	2,000万円以下 (平均月商の3ヵ月分または2,000万円以内のどちらか低い額) ※本制度を含む保証残高が8,000万円以内
保証期間	10年以内
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	1.90%以内 (所定のチェックリストを提出した場合、0.1%割引)
資金使途	運転資金・設備資金

## 秋田県事業承継資金融資特別保証「バトンタッチ」

事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。

- 本制度の特徴
- 経営者保証を不要とすることができる。
  - 既存の借入金(経営者保証あり)について、本制度(経営者保証なし)で借り換えが可能

- 以下の要件に該当する方がご利用できます。
- ☑利用要件チェック
  - ①これから事業承継を予定している方又は令和2年1月以降に事業承継し、3年経過していない方
  - ②資産超過、返済緩和している借入金がない、法人と経営者の分離がなされている、EBITDA有利子負債倍率10倍以内であること

借入限度額	2億円以内
保証期間	10年(据置期間1年)以内
借入利率	1.30% (経営者コーディネーターの確認を受けた場合、1.10%)
保証料率	0.60%以内 (経営者コーディネーターの確認を受けた場合、0%)
資金使途	事業承継時までに必要な資金 既存の借入金返済資金 ※ただし、事業承継済みの方は、事業承継前の既存の借入金返済資金に限る。

# 主な保証制度一覧 (市町村制度)

令和2年7月1日現在

## ① 一般資金 (原則として、責任共有制度の対象となります)

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	10年	1.75
男鹿市	マル男		1,500万円		
湯上市	マルK		2,000万円		
五城目町	マル五		1,000万円		
八郎潟町	マル八		1,000万円		
井川町	マル井		1,000万円		
大潟村	マル潟		1,000万円		
大館市	マル大	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
鹿角市	マル鹿		2,000万円		
北秋田市	マル北		1,000万円		
小坂町	マル坂		1,000万円		
上小阿仁村	マル上	1,000万円			
能代市	マル能	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
八峰町	マル樺		1,000万円		
三種町	マル三		2,000万円		
藤里町	マル藤		1,000万円		
由利本荘市	マル荘	運転・設備	2,000万円	7年	1.95
にかほ市	マルに		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
仙北市	マルセ		2,000万円		
美郷町	マル美		1,500万円		
横手市	マル横	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
湯沢市	マルゆ		2,000万円		
羽後町	マル羽		2,000万円	15年	所定
東成瀬村	マル東		運転 設備	1,000万円 2,000万円	10年

## ② 小規模事業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 従業員数20名以下(商業・サービス業の場合は5名以下)で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000万円以内となる小規模事業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)	
秋田市	マル市小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55	
男鹿市	マル男小		1,500万円			
湯上市	マルK小		1,250万円			
五城目町	マル五小		1,000万円			
八郎潟町	マル八小		1,000万円			
井川町	マル井小		1,000万円			
大潟村	マル潟小		1,000万円			
大館市	マル大小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55	
鹿角市	マル鹿小		2,000万円			
能代市	マル能小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55	
八峰町	マル樺小		1,000万円			
三種町	マル三小		2,000万円			
藤里町	マル藤小		1,000万円			
由利本荘市	マル荘小	運転・設備	2,000万円	7年	1.75	
にかほ市	マルに小		2,000万円	10年		
大仙市	マル仙小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55	
仙北市	マルセ小		1,250万円			
美郷町	マル美小		1,250万円			
横手市	マル横小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55	
湯沢市	マルゆ小		2,000万円			
東成瀬村	マル東小		運転 設備			1,000万円 2,000万円

## ③ 創業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 不動産取得に係る資金は対象外となります。(秋田市を除く)

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市創	運転・設備	2,000万円	10年	1.55 (1.75)
秋田市	マル無		500万円		
男鹿市	マル男創		1,000万円		
五城目町	マル五創		1,000万円		
八郎潟町	マル八創		1,000万円		
井川町	マル井創		1,000万円		
大館市	マル大創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
鹿角市	マル鹿創		1,000万円		
小坂町	マル坂創		1,000万円		
能代市	マル能創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
八峰町	マル樺創		1,000万円		
三種町	マル三創		2,000万円		
藤里町	マル藤創		1,000万円		
にかほ市	マルに創	運転・設備	1,000万円	10年	1.75
大仙市	マル仙創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
仙北市	マルセ創		1,000万円		
美郷町	マル美創		1,000万円		
横手市	マル横創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)
- 保証料は各市町村で全額または一部を補給しております。
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。